

第五編
行政

第一章 行 政

統編の性格上、昭和五十四年度以降の経緯で足りるのであるが、最近になって判明した「夕張外四郡役所」の経緯について補説したこと、参考として昭和四十六年の新滝川市誕生に至るまでの、滝川市と江部乙町の行政の形態と首長の氏名を年表的に記載した。したがって、市史上巻の第一節から第十三節までは各節の見出しのみ掲載して内容は省略している。

第十四節の「新しい滝川市の誕生と市政」では、関連上、昭和五十四年以前にも若干触れている。

なお、第一編の北海道抄史は省略したので、昭和五十四年以降の歴代北海道知事と空知支庁長の氏名は、滝川市の市長・助役・収入役の一覧表のあとに記載している。

第一節から第十三節までは上巻に登載

滝川市開基一〇〇年記念事業の一つとして、一〇〇年記念誌「市史外伝」(A5判四八六ページ)が平成二年七月一日発刊された。

編集者は滝川市元収入役松重三郎で、「市制三十年誌」ほか市史に関係する書を数冊著した郷土史家である。この「市史外伝」は、開村以前から現在までの主なできごとと約一〇〇項目をそれぞれの時代に分類し、一項目についてほぼ四ページ程度にまとめている。

現在までに発刊された滝川市史上・下巻及び今回発刊する続巻を正史とするならば、この書は、まさに外史とでも言うべき書であり、滝川市史に関心を持つ人びとにとって興味深いものと言えよう。

この「市史外伝」の中で、本続巻にとりあげたいものは数多くあるが、本節では特に「幻の郡役所」をとりあげた。これは、明治の昔、滝川に郡役所現在の支庁が置かれることになっていったものが、ある理由によって岩見沢に変わったという裏話で、行政的にも貴重な資料である。本節では、同書の一四三〜一四七ページ全文を掲載してその事実を紹介することとした。

幻の夕張外四郡役所

―四郡が五郡役所となった謎―

蝦夷地を北海道と命名したのは、明治二年八月十五日のことであるが、同時に道内を一一か国、八六郡に分割したことにより、石狩川左岸のこの地は石狩国空知郡に属することになった。

空知の郡役所(現在の支庁)の所轄については、それまでも若干の変遷を経ているが、明治十七年四月一日からは札幌外九郡役所(札幌・石狩・厚田・浜益・千歳・夕張・空知・上川・樺戸・雨竜の各郡)の所轄とされ、滝川村開村のほぼ一年前の明治二十二年一月二十九日には、新たに空知・夕張郡役所が空知郡市来知村の空知監獄署内に設置され、樺戸・雨竜・上川郡役所は樺戸郡月形村の樺戸監獄署内に設置

された。ところが約二年後の明治二十四年三月二十八日に、再びこの五郡は札幌外九郡役所の所轄に統合されたのである。

しかし、その後の本道内陸部の開拓が次第に進捗するのに伴って、再び郡役所分割の意見が台頭することになるが、その位置は滝川村とほぼ内定していたのであった。このことについて、明治二十八年八月三十一日付北海道毎日新聞の記事からその内容をみることにしよう。

○滝川村に郡衙設置の議

札幌外九郡中空知・雨竜・樺戸・上川の四郡を割き滝川村に郡衙を設けざるべからざるの議は、兩三年前より官民共に唱導し居りしが、北海道庁にては愈々来年度経費予算案中へ置庁費の項目を編入したれば帝國議會通過の上は来年四月を以て該郡衙設置を見るに至るならんという

もうひとつ、同年十一月十九日付の同紙を見ると次のように記載されている。

○札幌外五郡役所敷地の撰定

札幌区役所、札幌郡役所外九郡役所は、其名稱こそ異なるれ經濟は同一なるを以て一官衙と為し事務を軼掌しつつあれども特別自治制を實行すると同時に区役所は市役所と改稱し總ての經濟を異にするを以て、郡衙と区役所は無論分割せざるべからず、因て自今敷地撰定中の趣なるが其位置は札幌区内にして、新設郡役所は札幌・石狩・厚田・浜益・千歳・夕張の六郡を所轄し、空知・上川・樺戸・雨竜の四郡は滝川に設置せらるる管なりと

更に、翌二十九年三月二十七日付の同紙には、その開庁の間近きことを次のように報じているが、なぜか、この記事からは夕張郡が加えられて五郡役所とされているのである。

○空知外四郡役所の新設

札幌外九郡役所を割き本年四月より空知郡滝川村に空知・雨竜・樺戸・上川・夕張五郡役所設置の計画あることは既に記せしが、今聞く所に拠れば差当り郡衙に充つべき庁舎なく且つ新築すべき経費も之

れなき故、来月早々殖民課派出所を修繕の上漸次置方の運びを為さん趣なるが、其開庁は六月頃に至るならん

ところが、夕張地区住民から突然郡役所を滝川村に設置することに反対の運動が起きたのである。その内容について、前の新聞からわずか五日後の同年四月一日付の同紙を見ると次のとおりであった。

○郡役所管轄に就き夕張人民の希望

過日の本紙に空知郡滝川村に新郡役所を分設せらるべき旨報せしが、右に付き夕張郡は新郡役所の管轄に属せしめらる可しとの噂あるに、夕張郡民は従前の通り矢張り札幌郡役所の管轄内に入れ置かれんことを希望し居る由、其理由は郡役所に対する用事は直接間接道庁に關係を有するもの多きのみならず、人民の郡役所に出頭する際には便宜札幌にて商売上等の用向をも弁ずるの便利あるに、若し滝川の管轄内に属するときは郡役所に対する用向のみにて態々岩見沢より滝川に出で、札幌にて支弁すべき用向のためには更に札幌せざる可からざるの不便ある故なりと云へり

ここで、この背景について前出の君尹彦は、当時の動きを道庁における藩閥の抗争にその理由があるものとして、想像半分としながらも、次のような興味深い見解を述べているので、その大要を記載することにす。

当時の道庁長官は渡辺千秋で、内務大臣は品川弥二郎ですが、長州閥だったので、そこで道庁は内務省の出先機関でしたから、道庁を薩摩閥が牛耳っていることに反発して薩摩退治をやるわけです。この時の北炭社長であった堀基は、開拓使長官であった黒田清隆の下で薩摩閥の統領として開拓使を牛耳っていた人で、道庁を辞めた後も強い影響力を持っていたので、そのボスであった堀を辞めさせるために、鉄道を空知太まで開通してないことは、道庁命令に違反しているとして首を切ったわけです。夕張は北炭の勢力の非常に強いところですが、この北炭の後には薩摩がついているわけで、そこで郡役所の場所は道庁の方でも滝川に決まっていたわけですし、滝川の人ももう当然だと思っていたわけですが、それを潰したのは北炭系統の人達だったので。具体的に運

動したのは夕張の人達ですが、岩見沢に持って行けとは決していわないで、滝川では非常に不便であることを口実として、先ほど話した反発から来たものですから、滝川以外ならどこでも良かったというわけです。とすれば、勘繰って考えると、夕張郡を加えることによって、滝川に郡役所が設置されることをつづす手立てとしたのかも知れない。

このような動きについて、滝川の有志も決して傍観してはいたわけではなく、郡役所設置が実現するか否かは、滝川の今後の発展に重大な影響があるものとして、何とかその実現を図るため努力を続けたのであるが、今回の郡役所分割の理由が空知・夕張両郡の発展に伴うものであることから、同年五月二十日付の同紙の記事に「……滝川にては夕張・樺戸両郡の如きは却って不便に至るべきをもって、滝川的位置を岩見沢に変更せらるるに至るならん」と報道されるにおよび、総代人江藤恭太郎、長嶋栄八を出札させ、滞在中の北垣拓殖務次官及び原北海道長官、林札幌外九郡長等を訪問して最後の運動を行ったのであったが、既に岩見沢村に内定した今日となつては、最早、いかんともなし難いと思つて郡役所設置の夢はついに消え去つたのであった。

郡役所設置の告示は、次のように行われた。

北海道庁告示第一一〇号
 札幌・千歳・石狩・厚田・浜益郡役所ハ本日ヨリ 夕張・空知・雨竜・上川・樺戸郡役所ハ明治二十九年七月一日ヨリ開庁ス 但シ夕張・空知・雨竜・上川・樺戸郡役所開庁迄其事務ハ 札幌・千歳・石狩・厚田・浜益郡役所内ニ於テ之ヲ取扱ハシム

明治二十九年六月十七日

北海道庁長官 原 保太郎

この新設の郡役所の略称は、道庁からの通達によって夕張外四郡役所とされたのである。なお、この郡役所は翌三十年十月の北海道庁官制の改正によって、十一月一日から支庁とされたものであるが、発足当時の支庁は一九(札幌・函館・亀田・松前・檜山・寿都・岩内・小樽・空知・上川・増毛・宗谷・網走・室蘭・浦河・釧路・河西・根室・紗那)であつて、その後、区制施行や地域の発展と衰退による廃置分合と名

称変更により、現在の一四支庁となつたものである。

空知支庁については、当初、空知郡である富良野村(現在の富良野市のほか上富良野町・中富良野町・南富良野町)が含まれていたが、明治三十二年五月十日に富良野村が上川支庁に編入されたことによつて現在の区域になつてゐる。

(注) 文中の君尹彦は、元滝川市立図書館長で、現在は北海道教育大学助教を勤め北海道史の研究者として著名である。

補説二 合併以前の行政形態と首長

1 滝川村戸長役場時代

順	戸長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	更谷 喜延	明治二三・四	明治二三・一〇・二七	明治二三・一・一五
二	多田 寛	二三・一〇・二七	二四・一・二二	滝川村 設置
三	佐々木篤敬	二四・一・二二	二五・二・一五	
四	高田直一郎	二五・二・一五	二七・一・二九	
五	月居 忠清	二七・一・二九	二九・二・二二	
六	乾 宣怒	二九・二・二二	三〇・七・一四	
七	高田直一郎	三〇・七・一五	三一・四・一五	
八	小華和貞男	三一・四・一五	三二・三・三	
九	高田直一郎	三二・三・四	三二・二・一八	
一〇	石沢 龍治	三二・二・一〇・二三	三四・四・二〇	
一一	菊地 竹治	三四・四・二〇	三四・一〇・三一	
一二	今井 勇吉	三四・一〇・三一	三九・二・二二	

2 二級町村制滝川村

順	村長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	今井 勇吉	明治三九・四	明治四〇・四・三〇	明治三九・四・一

二代	小西 恭藏	明治四〇・四・三〇	明治四二・三・三二	二級町村制施行
----	-------	-----------	-----------	---------

3 一級町村制滝川村

順	村長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	大竹 康造	明治四二・七・一	明治四三・一・三	一級町村制施行

4 滝川町

順	町長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	大竹 康造	明治四三・一・一	明治四四・二・二二	明治四三・一・三
二	奥井 直吉	四・五・一	一八・大正四・一〇	〇・二三 町制施行
三	川口 敏澄	大正五・二・一六	九・二・一五	
四	渡辺忠四郎	九・四・九	一三・四・一四	
五	渡辺 祐次	一三・九・五	昭和三・四・二五	
六	津田美之助	昭和三・九・一三	八・一・二五	
七	小華和貞男	九・一・五	一〇・四・三〇	
八	神部 為蔵	一〇・五・二二	一八・四・一三	
九	齊藤 昂一	一八・二・一〇	二二・一・七	
職務管掌	武富 文義	二二・一・七	二二・二・二三	
臨時代理	奥山 与作	二二・二・二三	二二・四・四	
一〇代	神部 俊郎	二二・四・五	三三・六・三〇	

5 滝川市 (合併以前)

順	市長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	神部 俊郎	昭和二三・七・一	昭和三四・四・四	昭和二三・四・一
二	佐久間貞江	三四・四・三〇	四六・三・三一	昭和三四・四・一 市制施行 昭和四六・四・二四 で市長職務執行

6 二級町村制江部乙村

順	村長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	亀田 信雄	明治四二・四・一	大正元・二・一六	滝川村より分村
二	山本 彦太	大正元・二・一七	三・一・二〇	明治四二・四・一
三	三沢貫之助	三・一・二二	四・三・二二	二級町村制施行

7 一級町村制江部乙村

順	村長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	高井幸次郎	大正四・四・一	大正四・七・六	大正四・四・一
二	岩佐 駒蔵	四・七・七	七・一・二七	一級町村制施行
三	岡本 岩蔵	七・二・二三	九・一・四	
四	岩橋 浅次	一〇・二・一八	一二・九・五	
職務管掌	三沢貫之助	一二・二・一四	一四・二・二七	
五	高尾 善次	一四・二・一八	一四・八・二七	
六	上田梅次郎	一四・八・一八	昭和三・八・一九	
七	大崎 栄吉	昭和三・二・二七	七・二・二六	
八	米野 源一	一・二・八	一・五・二一	
九	鞍田 武夫	一・五・二六	二・一・二四	
十	吉田 元吉	二・二・二五	二・二・四	
十一	高桑 又一	二・二・二六	二・六・四	
十二	松儀 一男	二・六・四	二・七・五	
十三	伊藤 等	三・八・五	四・六・三	町制施行

8 江部乙町

順	町長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	松儀 一男	昭和二七・五・一	昭和三〇・四・一六	昭和二七・五・五
二	高桑 又一	三〇・五・一	三八・四・三〇	
三	伊藤 等	三八・五・一	四六・三・三一	

9 滝川市 (滝川市と江部乙町の合併以後)

順	市長氏名	就任年月	退任年月	備考
初代	吉岡 清栄	昭和四六・四・二五	現在	昭和四六・四・一 合併

滝川市の歴代市長・助役・収入役 (滝川・江部乙合併以降)

年	首長	助役	収入役
昭和四六・四・二六 (一期目)	五・一二		五・一二
昭和四七			

歴代空知支庁長

氏名	就任年月	退任年月	備考
堂垣内尚弘	昭和四六・四	五八・四	北海道知事
横路 孝弘	五八・四	現在	北海道知事

歴代北海道首長

氏名	就任年月	退任年月	備考
四八			
四九			
五〇	二期目		奥 久次 五〇・五・一一
五一			五・一二
五二			高木 正義
五三			五・一二
五四	三期目		五・一二
五五			五・一二
五六	吉岡 清栄		松重 三郎
五七			
五八	四期目		
五九			
六〇			
六一			
六二	五期目		
六三			
平成元			
二			

第十四節 新しい滝川市の誕生と市政

氏名	就任年月	退任年月	備考
上田 恒夫	昭和五四・五	五六・四	三十八代
前川 舜二	〃 五六・四	五八・五	三十九代
石上 勇	〃 五八・五	六〇・四	四十代
斎藤 外一	〃 六〇・四	六二・五	四十一代
清水 邦昭	〃 六二・五	平成元・四	四十二代
出葉 良彦	平成元・四	平成元・九	四十三代
青木 正吾	平成元・九	現在	四十四代

滝川市と江部乙町との対等合併による新市の名称を「滝川市」と名付けるなどの基本的条件については、昭和四十六年一月二十五日に両市町長により調印された合併協議書にあり、これらの諸条件を基本として昭和四十六年四月一日から新しい滝川市が発効した。

新市建設五か年計画 この五か年計画は合併以前に、合併協議会で作成されたもので、その骨子は、合併によって生ずる諸問題（合併後当分の間、合併公害といふことが巷間ささやかれていた。）の解決と、新しい滝川市としてのまちづくり構想であった。

十か年計画の策定 前記五か年計画の補充、整理も併せて、昭和四十六年度を初年度とする昭和五十五年までの十か年計画を策定し、五か年計画とともに、まちづくりを進めた。

滝川市長期開発基本構想の策定

昭和四十七、八年のオイルショック、ドルショックを契機に経済情勢が激変し、高度経済成長から低成長へと移行したため、先に策定した十か年計画の見通しが必要となったこととあわせて、二十一世紀を目ざした滝川のまちづくりの基本構想を樹立することとなった。この構想は、昭和五十三年から平成十二年までの二三年間にわたる長期計画（別名 滝川市まちづくり計画）である。

この策定に当たっては、関係機関や市民代表など六四名による「明るく豊かな住みよい都市づくり協議会委員」が、市民の意見、要望を反映して、四年間にわたって作成したものである。

現在、滝川市政は、この長期開発基本構想路線にそって執行されているが、この構想を具現化するための実施計画を策定して市政全般にわたって円滑に推進中である。

前期基本計画（昭和五十三年度～昭和六十二年度）

中期基本計画（昭和六十三年度～平成四年度）

これら一連の新しい滝川市誕生以来の行政実績については、吉岡市長の任期中の治績の中にあわせて記載した。

昭和五十四年以降の歴代市長・助役・収入役

市長

吉岡 清栄

昭和四六・四・二五～

現在



助役

荒島 保

昭和五四・五・一二～

現在



金山 二男

同 五四・五・一二～

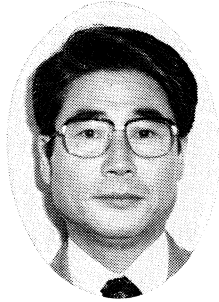
五八・五・一一



宮島 忠幸

五八・一〇・四～

六二・六・五



岡田 秀夫

平成元・四・一～

現在

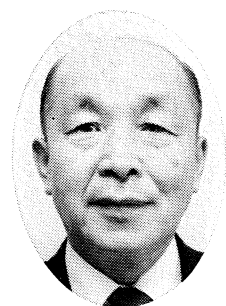


収入役

松重 三郎

昭和五四・五・一二

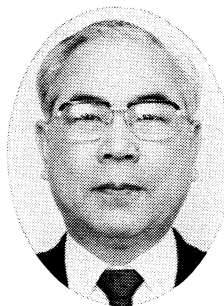
同 六二・五・一一



岡田 秀夫

昭和六二・五・一二

平成 元・三・三一



工藤 文夫

平 元・四・一

現 在



新市初代市長 吉岡 清栄

大正七年五月九日樺戸郡浦臼村字於札内に吉岡栄太郎の長男として生まれた。昭和十一年北海道自治講習所に学び、十二年三月雨竜郡納内村書記補として勤務したが、翌十三年十二月現役兵で旭川第七師団に入隊、十五年十一月北支那に従軍して十八年二月復員、再

び納内村に勤め、戦中戦後の混乱時によく職務に励み昭和二十二年同村総務課長となった。

戦後の財政制度の変革に空知管内の財政委員に選ばれ、地方税・交付税制度の研究に励み、その非凡な力量をかわれて昭和二十六年七月雨竜村助役に迎えられた。時に三三歳であった。

昭和三十四年四月滝川市長に当選した佐久間貞江は地方行政に習熟している氏を助役に懇望して滝川市助役に就任、よき補佐役として市政の推進に努めた。

昭和四十二年三月浦臼町長に無競争で迎えられ、一期四か年間に町が懸案としていた石狩川治水工事・灌漑水の安定供給、統合中学校、役場庁舎の建築など次々と完成させて町民の期待を一身に集めていたが、滝川市と江部乙町の合併をはたした佐久間滝川市長の勇退とともに、滝川市民の多くの要望により新市市長に立起して昭和四十六年四月二十五日新しい滝川市長に当選就任した。

吉岡市長は、「滝川に生活することを幸せに思い、誇りとする都市の建設」をモットーに意欲的なまちづくりを進め、昭和五十年四月の市長選挙で再選、市民の要望に応じて中空知の中核都市にふさわしい各種施設の整備を行った(上巻四三七ページより引用)。

昭和五十四年四月の選挙は無競争で三選、次の五十八年四月にははげしい選挙戦が展開されたが大差で四選を勝ちとった。六十二年の市長選挙は当初無投票当選かと思われたのであるが、道内各地の首長、議員選挙に出馬した経歴のある対立候補が現われて選挙の結果、圧勝して五選を飾った(詳細は第三章第五節 市長選挙に記載)。

昭和四十六年四月から、平成二年九月末まで連続五期、ほぼ二〇年にわたる滝川市長在任中に推進、達成した主な事項をまとめてみると次のとおりである。

一、都市基盤整備

1 住居関係では、新住居表示の実現、滝の川団地ほか各地域団地の造成、公営住宅の新築と改修など。

2 道路・橋梁 市道舗装率七三・〇パーセント（本舗装率四三・二パーセント）、歩道延長一五五・八キロメートル、一丁目立体交差、西六丁目アンダーパスの完成、国道十二号バイパス、滝新橋、および広域営農団地農道整備による石狩川架橋着手、道央高速道路、滝川インターチェンジの開設など。

3 市街整備 官公庁街整備完成、駅前再開発事業推進による西友デパート開店、中央バスターミナル移設、商店街アーケード（ベルロード）整備、流雪溝工事着手、街路灯設置と維持への補助増額による設増、石狩川流域下水道事業の着手・完成、下水道工事の進捗。株式会社滝川振興公社、土地開発公社などによる団地造成や公共土地の取得など。

二、教育・文化の振興

1 教育面 市立幼稚園、市立小・中学の統合促進、校舎新・改築による全校校舎の不燃化達成、学校給食の単独校方式実施とパン工場の新設、私立商業高校の市立移管と校舎の新・改築、國學院女子短期大学の誘致成功と開学、急激に変化する今後の時代に対応するために、民間活力を導入した財団法人滝川生涯学習振興会の設立など。また、平成三年四月オープンをめざし、こども科学館を建設中である。

2 文化施設 文化センター、図書館、市民会館、郷土館（含分館）。陶芸センター、航空科学館、航空研修センター、美術自然史館、中央公民館はじめ地域分館などの新設。滝の川運動公園の継続完成、緑が丘公園、海牛公園などの他、各地域に公園造成。また、平成二年九月二十八日には、石狩川川の科学館がオープンしている。現在予定進行中のものとして池の前水上公園、航空公園（いずれも仮称）。北海道の森などがある。

さらに、開基一〇〇年記念事業の一つとして建設中の「滝川市開基一〇〇年記念塔」があり、「どうぶつらんど」などを含めると北電公園から池の前附近一帯は一大観光地となることが予想される。

三、民生・社会福祉の向上

1 乳幼児・学童関係施設 私立保育所の市立移管・市社会福祉事業団経営による保育所の新設、各地域に児童センター（児童館）の新設（一三か所）

2 一般市民対象施設 総合福祉センターおよび地域社会館等の施設の増設。

3 高齢者対策施設・施策 中央老人福祉センター、三世代交流センター、デイサービスセンター、サンライフの新設。高齢者事業団の設立と、敬老バス制度の実施。老人福祉ホーム緑寿園（福祉村）や老人福祉住宅などがあがる。

3 労働福祉施設 労働福祉センター、働く婦人の家の設置。中空知地域職業訓練センター、北海道立滝川高等技術専門学院の新築・整備、勤労青少年体育センターの設立などがある。

4 障害者福祉施設 身体障害者福祉センター、地域ふれあいセンター、身障者用公営住宅の設立と、授産施設としての更生園・新生園の開設。

四、保健・体育と生活環境の向上

1 保健 市立病院と国保病院の新築と施設設備の充実。休日夜間急病センター制度の実施、保健センターの新設。高等看護学院の充実と准看護学院（市医師会立）の設置

2 体育 青年体育センター、スポーツセンター、サイクリングターミナル、温水プールなどの施設新設。石狩川・空知川の両河川敷を利用した市民ゴルフ場、ゲートボール場、グライダー滑空場、野球場、ソフトボール場、サッカー場などの各種スポーツ施設、滝の川運動公園内の野球場（夜間照明付）、陸上競技場はじめ、各種スポーツ施設の設置。（平成元年九月には、はまなす国体高校軟式野球大会を開催）。市民スキー場の整備など。

3 生活環境 ゴミ処理施設の整備（有機物供給センターと、清掃センター）の建設、し尿処理施設の増改築（平成二年度着手）。滝里ダムからの

取水権取得による水道用水の確保（中空知広域水道企業団）。下水道工事の拡張による水洗便所の普及（普及率八〇・二パーセント）。滝川公園の整備。平成元年四月一日に、滝川市は「健康都市宣言」をしている。

五、産業・経済振興、観光

1 農業 農業振興のための施設としては、農村環境改善センター（江部乙）、東滝川地区転作研修センター、フルーツの丘ふれあいセンター、丸加地区肉牛肥育センター、あいがも飼育、羽毛加工場、ふるさとセンターの設立。現在丸加山麓に建設中の農林漁業体験実習館（伝習館）がある。その他、農道の整備、土地盤整備事業の推進、かんがい排水事業や、経営規模拡大による高生産農業の促進化、経営の近代化推進につとめている。なお、昭和六十三年にはグリーントピア構想を策定、平成二年には農業開発公社が設立された。

また、昭和六十三年には、農村情報連絡施設が、防災情報施設と併せて全農家と、官公庁、町内会に設置されている。

2 商工業 商店街の整備促進化にあわせて駅前再開事業を推進中、鈴蘭通りショッピングモール事業の推進。工業団地と流通団地の造成整備による企業誘致の促進。中空知地域職業訓練センターと、道立滝川高等技術専門学院による職業能力の開発と技能人材の養成。滝川振興公社、土地開発公社による地場産業の振興と土地利用対策の推進。

3 観光 滝川市まちづくり中期基本計画の策定と、これに基づく丸加高原リゾート、スポーツレクリエーションゾーン構想のもとに観光都市づくりを推進中。また、これを推進するために株式会社滝川リゾートを設立した。

六、親善都市交流と国際親善交流の推進

國學院女子短期大学誘致を契機とした栃木市との友好親善都市盟約締結。スウェーデンキルナ市との相互交流、キルナ市長の滝川市訪問の際開催された「まちづくり国際シンポジウム」。留学生受け入れホームステイの促進と、外国人教師による英語教育の推進。コスモスを市町村の花とする全国自治体に呼びかけての「コスモスサミット」の開催。滝川市開基百年を記念して沖縄県名護市との友好親善都市盟約締結（滝川市青年会議所と名護市青年会議

所が十六年間実施してきた両市児童の交歓事業の成果。同じく百年記念事業として「ジュニア大使使節団」（市内中・高校生代表三十二人および引率者）の海外（カナダ・エドモンド市・アメリカ・スプリングフィールド市・ボストン市）派遣など、国際感覚豊かなまちづくりの推進中である。なお、これら一連の事業推進のために、市民も含めた国際交流委員会を組織している。

七、広域行政の展開

昭和四十六年五月から平成二年一月三十一日まで中空知広域市町村圏組合長、同年二月一日からは中空知市町振興協議会と統合して複合事務組合となり理事長となる。昭和四十七年一月から北海道広域市町村圏連絡協議会長を現在までつとめ、この間、中空知広域圏の実績が認められ平成元年七月に自治大臣の表彰を受けている。広域圏事業の内容としては、中空知交通災害制度、交通遺児奨学制度の新設、道路維持管理センター事業、視聴覚ライブラリー事業の実施。滝川市ほか二市二町伝染病隔離病舎組合、滝川市ほか二町衛生施設組合（し尿処理、火葬処理）の設立。滝川地区広域消防事務組合設立と、消防本部、消防署の建設、中空知広域水道企業団の設立と多岐にわたって事業を展開している。

中空知広域圏以外では、空知教育研修センター、空知教育研究所の運営に当たっているほか、石狩川中部流域下水道組合（六市一町）の設立と施設工事中である。

八、一般行政・その他

滝川市長就任以前に雨竜村助役、滝川市助役、浦臼町長という多彩な経歴をもち、その豊富な行政経験と卓越した識見、手腕は道内ばかりでなく全国的に高く評価され、全国市長会副会長・相談役はじめ北海道公立文教施設整備会長など数多くの要職に推されている。

こうした幅広い自治体行政活動から得た知識や情報は滝川市政に直接・間接的に還元され、新鮮かつ魅力的なまちづくりに活かされて現在の五期目の業務を遂行している。

昭和四十六年四月の滝川市・江部乙町の合併以前に策定された「新市建設計画（昭和四十五年十二月二十四日）」にもとづき、いわゆる「合併公害」

といわれた諸般の問題解決に当たるとともに、昭和五十三年度から平成十二年までの二十三年間の長期構想を市民の意見要望を集約して策定した。この長期構想実現のために前期十年計画（五三年度から六二年度）と、中期まちづくり計画（昭和六三年度から平成四年度）を樹てて目下推進中である。また、こうした計画と併せてハイブリッド・テクノパーク構想（高度技術混成型頭脳集積地区構想）も樹立され、新しい時代に対処するよう具体策を検討中である。なお、時代に即応した事務改善をはかるため、行政事務のコンピュータ化を積極的に推進（税務・財務会計事務・住民登録・印鑑登録・江部乙支所のオンライン化）を実施し、さらに市役所の全面改築計画も打ち出している。

一方では、昭和六十年には市民各層代表からなる「滝川市行政改革委員会」を組織し、市民の側に立った行政改革に着手している。

現在就任中の主な公職

- 昭和四七年一〇月から石狩川治水促進期成会長
 - 〃 四七年 一月から全国市町村圏連絡協議会長
 - 〃 四九年 九月から全国市町村圏整備推進協議会副会長
 - 〃 五〇年 五月から北海道治水砂防海岸事業促進同盟会長
 - 〃 五八年 五月から北海道公立文教施設整備期成会長
 - 〃 六一年 六月から全国市長会相談役（その以前は副会長）
 - 〃 六三年一二月から北海道市町村職員共済組合理事長
- 受章の主なもの
- 昭和五四年一月 藍綬褒章受章（以前に紺綬褒章二回受章）
 - 〃 五八年 六月 全国河川功労者表彰
 - 〃 五八年一〇月 アメリカのボルチモア市・ロングビーチ市・アレキサンダリア市の三市から名誉市民の称号を受けた
 - 〃 六二年一月 自治大臣表彰（自治功労）
- 一、主な著書
- 昭和五二年 断絶を絶つ
 - 〃 五七年 反骨の記
 - 〃 六一年 偏平足の足跡

二、海外派遣・出張の足跡

- 昭和五〇年一〇月 北海道市長友好訪中視察（中国）
- 〃 五五年一〇月 都市行政視察（欧州五カ国）
- 〃 五六年 八月 在伯北海道会館落成記念式参加（ブラジル）
- 〃 五八年 九月 日米都市行政経験交流会（アメリカ）
- 〃 六〇年 九月 北方都市会議（中国）
- 〃 六三年 二月 北方都市会議（カナダ）
- 〃 六三年一月 北海道市長日中友好訪問（中国）
- 平成 元年 四月 教育事情視察（シンガポール）
- 〃 二年 二月 北方都市会議（ノルウェー）

九、各種記念事業の実施

1 滝川市・江部乙町合併一〇年記念事業（昭和五十六年）

昭和五十六年九月一日、青年体育センターで、市内外多数の来賓と、六〇〇人を超える市民が参加して合併一〇年、新市創建一〇年の記念祝典を挙行した。この祝典の意義について、合併一〇年記念のために江部乙農村環境改善センター前庭に建立された「姉妹像」の碑文には次のように刻まれている。

「昭和四十六年四月一日、滝川市、江部乙町の対等合併による新滝川市が誕生し、爾来星霜は流れて十年の歳月を経た。

改めて、当時先見性をもって、合併による地域の発展と市民福祉の向上を企画し、これを推進された諸賢に衷心より敬意と感謝の誠を捧げる。今歩み来たった新市建設十年を振り返るとき、正に市民総参加による新しい街づくりに凝集された日々集積であり、感慨も一入深いものがある。

ここに、合併十年を記念し、更に、市民が一九九〇年となって、理想の田園都市、文化の薫り高い、温かい心のふれあう街の建設を目指して精進することを誓い、姉妹像を建立した。

これが、全市民の調和ある発展への道標となることを祈念するとともに、併せて、建立にお力添えを賜った諸団体に深甚の謝意を掲げて碑文とする。また、同じく記念事業の一つとして、同年十一月三日文化の日



合併10年記念式典来賓代表の祝辞

に文化センター前に「創造」の像が建立され除幕式を行ったが、その建立の記には、次の文が刻まれている。

昭和四十六年四月一日、合併による新滝川市が誕生し、爾来十年の歳月を経た。

われわれは、この十年間の街づくりと、明治二十三年開基に遡る滝川が、草創時より創造の意欲に燃ゆる人々によって、厳しい風雪の中で鍛を振るい、今日の美田良圃と近代都市をめざして英知を結

集し、流汗の努力を傾けられたことに、改めて感謝の誠を捧げる。

記念すべき合併十年を契機に、市民一人ひとりが逞しい創造力と精神力をもって、文化の薫り高い、温かい心の通い合う街づくりを目指して精進することを誓い、「創造」の像を建立した。

ここに、滝川市の限らない発展への道標となることを祈念するとともに、あわせて建立にご協力を賜った各位に深甚なる謝意を捧げて建立の記とする。

以上二つの碑文は、新市誕生以後市長の座にある吉岡市長の撰になるもので、合併以来一〇年の歩みを回顧するとともに、将来への限らない発展と、理想の田園都市建設によせる市長の熱い思いが、簡潔な中にも如実に表現され、合併一〇年記念事業の意義もまた、この碑文に凝集されているのである。

記念行事と事業のあらまし

九月一日、午前九時から「姉妹像」の除幕式、十時から江部乙環

境改善センター東側に建設された屯田兵屋の復元落成・開館式、引き続き十一時より青年体育センターで記念祝典が挙行された。

屯田兵屋の再建については、関係者から多年にわたり要望の強かった旧屯田兵屋を保存することとして、この機会に復元されたもので、式典に先立って教育委員会が市の文化財指定を行っている。

また、記念式典の日に合併記念誌「みんなで築いた滝川」(A5判一六〇ページ)が発刊されており、十一月三日の文化の日には前記「創造」の像の除幕式が行われている。

更に、この合併一〇年記念事業推進中に、市民有志から市政功労顕彰碑などの建立についての話があり、これらの人びとの熱意がみのり、募金運動など奔走の結果、翌年に実現されている。

五七・七・一 叙勲褒章受章者、名誉市民、市政功労者顕彰碑が、市民会館敷地内に建立された。

五七・七・一 市政功労者慰霊の碑が滝川神社境内に建立された。

滝川市・江部乙町合併一〇年記念事業協賛会役員

会長 田中君太郎

副会長 早弓房松・斉藤国雄

委員 中村 正直 坂口 末一 山本 文子 後呂 義久

高木 正義 大井 努 藤井 哲也 池田 政信

少覚 納 山本 義郎 草沢 薫 谷口ヤス子

米沢 勝美 高田 久芳

2 市制施行二五年記念事業(昭和五十八年)

滝川市では七月一日を開基記念日と定め、毎年記念式典を挙行して開拓先人に対する感謝と市勢発展を祈願しているが、昭和五十八年は市制施行二十五周年という節目にあたり、多彩な記



市制施行25周年記念式典

念事業が催された。特に、前年の五十七年には念願の國學院女子短期大学の開学や、栃木市との友好親善都市盟約、市立滝川西高等学校の校舎新築、市立小中学校の不燃化校舎達成など滝川の歴史に残る数々の大事業も達成されたばかりで、市民の記念祝賀ムードは大いに盛り上がった。

記念事業と行事のあらまし

七月一日 市制施行二十五年記念式典と祝賀会（青年体育センター）

記念写真集の発行

七月～八月 今昔写真展の開催

九月～十月 記念植樹

（新町）及び、市立小・中・高校に市の木（プラタナス）一八〇本の植樹

〇本の植樹

十月～三月 海牛化石展

十一月三十一日 劇団「四季」を共催で公演

記念式典並びに当日の様相

当日は八時三十五分、市庁舎前に建立した「友好親善都市盟約の碑」の除幕から始まった。吉岡市長、東市議会議長、そして親善都市の栃木市から式典に来市した永田市長、塚田市議会議長らの手で碑の除幕が行われた。

その後、例年のとおり滝川神社境内の市政功労者慰霊の碑、滝川

屯田移住記念碑前で式典が行われた。この際、新たに四人が合祀され、また市政発展に寄与した一人一人に感謝状が贈られた。

市民パレード 午前十時、花火を合図に第一小学校グラウンドと花月町児童館の二か所から、市内小・中学校児童生徒及び西高等学校の音楽隊と市内有志を加え約二、〇〇〇人の祝賀パレードが中央児童公園まで繰り広げられ祝賀ムードを盛りあげた。

パレード到着後、この中央児童公園に二五歳代表の青年男女二名（川路政文・美濃八代江）が滝川の発展に祈りを込めて二本の櫟（オノキ）を植樹して、青空に二〇〇個の風船が放たれた。

記念式典と祝賀会 市内外の来賓と一般市民の約一、〇〇〇人が会場の青年体育センターに参列し盛大に挙行された。

式典は、開拓物故者に対する黙とうに次いで市制施行当時の市長ほか特別職と市議会議員の二九人に吉岡市長から感謝状が贈られた。

引き続き吉岡市長の式辞があり、道知事、道議会議長、全道市長会及び友好親善都市の永田栃木市長などの祝辞があった。このあと被表彰者を代表して神部俊郎元市長と、阪本茂元議長からの謝辞があり、東市議会議長の決意表明、青年男女二名の青年の誓い、最後は少党納商工会議所会頭の音頭で万歳を三唱して式を終了した。

このあとの祝賀会ではアトラクションとして滝川龍栄太鼓の勇壮なパチさばきが披露されて祝賀ムードを高めた。

感謝状受彰者

当時の市特別職 神部 俊郎（市長） 内山 憲一（助役）

故奥 久次（収入役）

当時の市議会議員

故芥川朝吉	石黒 貞一	岩村吉太郎	故河内道行
阪本 茂	故坂田弘治	社内 与造	故高島教仁
故田中正雄	故中野一郎	中村 正直	中川 正
中島 正雄	長井 慶治	林 与市	東 信吉
故藤井亀次	故古館健一	南 義夫	村島 正乘
山口 貞明	故数内詰夫	故米山三郎	故吉田儀作
故米倉定次郎	川村捨五郎	大和田 実	小川 正行
鎌塚 清次			

3 終戦四〇年記念事業（昭和六十年）

昭和五十九年七月、市では市民各属代表で構成した終戦四〇年記念事業実行委員会を組織し、市民挙げての推進をはかるべく取り組むこととなった。これは、昭和六十年という年は、あの悲惨な戦争が終結してから四〇年という大きな節目を迎えるので、再び繰り返してはならない戦争に対する戒めと、次のような願いをこめた記念の年にしたいという考えからであった。

すなわち、「（前略）国なく、流浪の民族を考える人々はないと信ずる私達は、国際化、情報化、高齢化の進む社会に生きるものとして、この享受している自由と平和と繁栄を今後とも続けるため、この国を守り更に発展させ、後世に伝える役割こそ、この時代に生きるものの大きな責任であるとの思いを強くするのである（後略）」（終戦四〇年記念誌 不戦の誓いの発刊に際して、吉岡市長の挨拶文から引用）という考えのもとに計画されたのであった。

記念事業・行事の概要

- 1 平和祈念市民パレード 八月十五日午前十時より
北コース（滝川第一小学校から中央公園まで）
南コース（滝川駅前から中央公園まで）

市内小・中・高校のブラスバンドなどの出場も得て参加者総数は約二、〇〇〇名を数えた。

2 市民平和祈念式典 八月十五日 パレードに引続き開催

会場は、中央公園（この日を期して、同公園は平和公園と名称を変更した）。

当日は、四十年前の終戦の日と同じように青空が澄みわたり太陽がぎらつく暑い日であった。パレード終了後、市内各小中学校児童生徒代表の手で、平和公園内に新設された「平和の礎」・「少年の像」の除幕が行われた。

次いで、正午、「慰霊」の黙とうで式典が始まった。市長式辞、市議会議長、道議会議員、遺族会代表の挨拶が続ぎ、少年の像の制作者佐藤忠良氏の制作にまつわる話（この「少年の像」は、同氏が沖繩に建立した少年の像を復刻した同型のものである。）のあと、参加者全員が各自持参した花を献花、最後に平和の祈りをこめて数十羽の鳩が上空に放たれて、約一時間に及ぶ式典は終了した。

なお、式典参加者は、およそ一〇〇〇人位であった。

3 往時を偲ぶ食事会 同日、総合福祉センターにおいて戦中・戦後の粗食

を偲ぶ食事が催された。内容は、麦めし、すいとん、かんぱん、いもだんごなどで、体験者は当時の世相、生活を語り、若い未体験の人は、その内容のまずさに驚いていた。

4 戦没者慰霊団等の派遣（助成事業）

(1) 樺太墓参団 実施期間 五月十九日～二十六日（八日間）

日ソ協会北海道連合会が企画した「道民の船」を利用して荒島保市助役を団長として八名派遣

訪問都市 ホルムスク（真岡） ユジノサハリンスク（豊原） ネベリス
ク（本斗） カリニノ（多蘭泊） ゴルザボトスク（内幌） チェホフ
（野田） ポロナイスク（敷香）

(2) 沖繩北霊碑慰霊団 実施期間 六月十三日～十六日（四日間）

吉岡市長を団長として六十一名派遣

糸満市米須に建立されている「北霊碑」で慰霊式典を行ったほか、激戦の跡数か所を慰霊

5 平和のシンボル「平和の礎」 平和公園内に建立

少年の像制作 佐藤忠良（本道出身、東京在住の作家）

ハトリリーフ制作 長岡熙山（滝川市在住、大仏師）

6 平和のシンボル像建設基金の造成

7 終戦四〇年記念札幌交響楽団「グリーンコンサート」開催
昭和六十年八月十日 滝川市文化公園

8 終戦四〇年記念誌「不戦の誓い」発刊
昭和六十年八月十五日発刊 A5版五八三ページ上製本

9 協賛事業

(1) 戦時資料展（市立図書館所蔵資料）
市立図書館ロビー 八月七日～十四日
総合福祉センター 八月十五日

(2) 郷土館無料開放（戦時資料室の常設）
記念事業費 予算額 四、二五六万円
終戦四〇年記念事業実行委員会 八月十五日

委員長 少覚 納

副委員長 樋口 昭二（式典部会長）

同 近藤良四郎（事業部会長）

委員 員 金山 二男（式典副部長） 大崎 文夫（式典副部長）

式典部会 湯沢 真佳（事業副部長） 岩崎 秀市（事業副部長）

委員 員 徳田次治郎 藤井 直衛 高野 トシ 小枝 治雄

越沢 三郎 由良 寅三 島田 定雄 西村 政雄

中村 頼司 佐藤 和子 若山 良一

事業部会 坂口 末一 山岸 幹男 山本 義郎 引地 健夫

委員 員 竹内 弘 岡本 皓 榊田 広行 佐々木良一

神部富美子 香西 弘 前田 良正 松尾 政徳

相談役 東 金次郎 岡田 定之 金谷 嘉市 神部 俊郎

北山 季武 佐藤民治郎 阪本 茂 杉村 哲子

(五九年二月退任)

(六〇年三月退任)

武田 せい 田中君太郎 中島 正雄 早弓 房松
終戦四〇年記念誌編集委員会
委員長 近藤良四郎
副委員長 金山 二男

委員 員 岩崎 秀市 若山 良一 西村 政雄 佐藤 和子
前田 博正 佐々木良一

4 地方自治法施行四十周年記念式（昭和六十二年）

昭和六十二年七月二十三日、滝川市では地方自治法施行四十周年

記念式典を文化センターで挙行了。

昭和二十二年五月三日、日本国憲法施行とともに地方自治法が施行されて以来四十年を経過し、地方自治体として区切りよい節目を迎えたのを機に、関係者一同が改めて地方自治のあり方について考え、認識を深め、よりいっそうの発展を期すという目的で開催された式典である。滝川市では、昭和五十一年十二月十一日に、全国に先駆けて地方自治法施行三十周年記念式典を盛大に挙行し、各方面から注目を浴び、先導的な自治体としての評価を得た経緯もあるが、今回は簡素の中にも意義あらしめたいと、吉岡市長は挨拶の中で述べている。

当日は、午後一時から二時まで記念式典を挙行、午後二時から約一時間半にわたり、水資源開発公団の高秀秀信総裁（夕張市出身で建設事務次官も経験）の講演が行われた。この講演の中で、「財政を中心とした三割自治とか四割自治ということばを耳にするが、団体意志を基本にして地方自治は一〇〇パーセント自治でなければならぬ……」旨の発言に、参加者ひとしく自ら治めるといふ理念をいっそう深めたのである。



地方自治法施行40周年記念式典

当日は、中空知広域圏市町村から約百人参加の他、地元市民も五百余人出席して総数六百五十余人が式典と講演会に参加した。

5 市制施行三十周年記念行事 (昭和六十三年)

昭和六十三年は滝川に市制が施行されて三十周年に当たる。

このため市では、その前年の昭和六十二年七月に、市内各団体

代表の三〇人(他に相談役二人)からなる市制施行三十周年記念事業協賛会を組織し事業の推進にあたり、市制施行三十周年記念誌編集委員会も設置した。

(一) 記念式典と関連行事の概要 (昭和六十三年七月一日)

(1) J R根室本線と一丁目の立体交差竣工式

午前七時から、六年の歳月と十億円の巨費をかけて完成した立体交差(橋は滝川海牛にちなみシレニア橋と命名)の竣工式が行われた。この立体交差の完成により、東町、流通団地、さらには国道三十八号および高速道路などと、国道十二号との連絡がいっそう便利となり、交通の要衝として発展しつつある滝川の交通条件がますます整備されたことを参加者全員で祝った。

(2) 神部俊郎初代市長胸像除幕式

引続き胸像の除幕式が市役所前広場で午前八時から行われた。この胸像は、市役所正門横に建てられており、市制施行に大きく貢献した初代市長神部俊郎氏の治績を顕彰するため、市内有志の発意で設立が進



滝川市制施行30周年記念式典

められたもので、市制三十周年を祝う市民の熱意の発露でもある。

(3) 開基記念式

午前九時から例年のとおり、滝川神社境内の市政功労者慰霊の碑と、滝川屯田移住記念碑前で、開拓、功労物故者に対する慰霊の式典が執行された。

(4) 市制施行三十周年

開基記念式典終了後、午前十一時から滝川市青年体育センターを会場として市

制施行三十周年記念式典を挙行し、市制実現運動当時の経緯や苦労を偲ぶと共に、今後の市勢発展に市民協力一致して努力することを誓ったのであった。式典はおよそ一時間半に及び、十二時五十分から隣接するスポーツセンターで盛大な祝賀会が開催された。

この式典、祝賀会には市内外から多数の来賓と市民が参列し、その数は一、一〇〇余人に達し、滝川市勢の伸展を象徴するにふさわしい内容であった。

(二) 記念誌「市制と発展の軌跡」発刊

市では、記念事業として、市制三十周年記念誌「市制と発展の軌跡」を記念式典当日に発刊した。この内容は、元収入役松重三郎を編集委員長として、市制施行に至るまでの経過、自衛隊や北電火力発電所の誘致、江部乙町

との合併、その後の発展の概要を裏面史なども含めて簡潔に表現したものである（A5判二九〇ページ上製本）。

(三) 北海道交通遭難者家族の会設立と、北海道交通遭難者慰霊、交通安全祈願像（聖観音菩薩像）の建立（第十三編第四章文化財と史跡に別途記載）

滝川市制施行三十周年記念事業協賛会委員

会長 中島 正雄

副会長 岡田 外之 神部富美子 犬飼 克巳

委員 伊藤 郁夫 居林 幹生 加賀谷時子 川嶋慎之輔

小枝 治雄 近藤良四郎 佐々木良一 坂口 末一

嶋田 定雄 柴田 勇 少覚 納 高橋 一正

田中君太郎 田端 真佳 戸井 康堯 日野 博

三上 博己 宮島 忠幸 山本 善郎 山岸 幹男

由良 寅三 横井 善吉 若山 良一

相談役 佐藤輝雄（滝川駅長）

小野 正二（日本道路公団滝川工事事務所長）

市制施行三十周年記念誌編集委員会

委員長 松重 三郎

委員 秋山 義雄 今井 定利 後呂 義久 岡本 好夫

小杉 芳三 高木 正義 田中 実 田村 一雄

津田 正一

事務局 梅津 進（市総務部長） 木村 正巳（市総務課長）

6 開基一〇〇周年記念事業（別途第十三編付二に記載）

滝川市市民憲章

市民が郷土を愛し、明るく豊かな市民生活を

築くために、みんなで守り努力する共通の指標とするのが市民憲章である。滝川市では、昭和四十四年五月二十六日に滝川市市民憲章制定委員を委嘱して滝川市にふさわしい憲章を策定している。

この制定発表は昭和四十五年九月十二日、滝川市開基八〇周年記念式典において行われているが、これらの経過、内容については市史上巻三九二〜三九三ページに記載されている。

市では、この市民憲章を広く市民に浸透させ、明るく生き生きとした滝川市の建設を目ざすため、各戸、団体職場に掲げる市民憲章文を配付し、また市の主な行事には市民憲章の朗唱も行っている。更に、この推進をはかるため昭和四十六年八月十一日に滝川市市民憲章推進委員会を設置した。この委員会では、小学校低学年から市民憲章の精神を理解してもらうために副読本を作成、配付したり、各行事等を通じて、事あるごとに市民憲章の推進につとめている。

市民憲章推進委員

氏名	就任	退任
前田 春市	昭和四六・八・一一	五二・八・二三
中村 正男	同	四八・八・一〇
中島 広保	同	五四・八・二五
佐藤 桂三	同	四八・八・一〇
森田 光雄	同	五〇・五・二二
千葉 武幸	同	五二・八・二二
岡内秀次郎	同	四八・八・一〇
辻奥 隆敏	同	五二・八・二二
真田 和子	同	四八・八・一〇
三上 博	同	同
武田 勝夫	同	同
田中 正雄	同	五四・八・二六
白水 務	同	五二・八・二二
水谷 五一	同	五八・八・三一
岡本 義雄	同	五〇・五・二三
香西 キヲ	四八・八・二五	五二・八・二三
日野田通正	同	五四・八・二五
業天 孝一	同	五二・八・二二
土井 恒隆	同	五八・八・三一
加藤 実	同	五二・八・二二

第一章 行政

中川日出吉	同	右	〽	五二・八・二二
伊藤正通	五〇・	五・二三	〽	五二・八・二二
網淵正幸	同	右	〽	六二・五・一二
手島二枝	五二・	八・二六	〽	五八・八・三一
山本義郎	同	右	〽	五六・八・二五
三浦晃裕	同	右	〽	五四・八・二五
山本文子	同	右	〽	五六・八・二五
真田和子	同	右	〽	五四・八・二五
斉藤富雄	同	右	〽	五五・三・三一
山本康照	同	右	〽	平元・一二・四
篠内英之	同	右	〽	五八・八・三一
近藤輝雄	同	右	〽	五六・八・二五
青木仁八	五四・	八・三〇	〽	五八・八・三一
笹木和幸	同	右	〽	現 在
日野博	同	右	〽	平元・一二・四
犬飼克巳	同	右	〽	五八・八・三一
前田トシ	同	右	〽	五六・八・二五
本間茂	五五・	五・三一	〽	五八・三・三一
藤井哲也	五六・	九・一	〽	五八・八・三一
谷ロヤス子	同	右	〽	五八・八・三一
大川平吉	同	右	〽	平元・一二・四
西村ケイ子	同	右	〽	五八・五・四
中谷幸司	五八・一二・	一	〽	現 在
中島清作	同	右	〽	現 在
高野トシ	同	右	〽	現 在
若山良一	同	右	〽	現 在
東田昭雄	同	右	〽	六〇・一一・三〇
鈴木清	同	右	〽	現 在
嘉見光義	同	右	〽	六〇・一一・三〇
金山二男	同	右	〽	現 在



市の広報紙

昭和三十八年四月から「広報たきかわ」と変え、四十八年から一年ほど「たきかわ」としたが、四十九年から再び

市の広報活動

市の広報活動

今井 定利	同	右	〽	平元・一二・四
田中 洋	同	右	〽	平元・一二・四
野村 三雄	六〇・一二・	一	〽	平元・一二・四
常本 和夫	六〇・一二・	一	〽	六一・三
静谷 君助	六一・四	〽	〽	六一・一二・四
本間 茂	六二・五・二三	〽	〽	現 在
川島 孝志	六二・一二・	五	〽	現 在
井上 昭	平成元・一二・	五	〽	現 在
阿部 弘	同	〽	〽	現 在
木村 耀子	同	〽	〽	現 在
小柳 彦三	同	〽	〽	現 在
梅野 恭正	同	〽	〽	現 在
和田 周吉	同	〽	〽	現 在

滝川市の広報紙は、「滝川町公報」という名称

で昭和二十三年五月三日の憲法記念日に創刊号を発行したのが始まりである。その後昭和二十七年四月から「滝川だより」、昭和三十三年七月から「市政だより」と表題も変わり内容も充実していった。

「広報たきかわ」として現在に至っている。平成二年十月一日号で、通算一、二八〇号を数えている。

一方、江部乙町の広報紙は、昭和二十七年七月謄写版刷りの「お知らせ」が始まりで、昭和三十三年に「広報えべおつ」、三十六年には「町政だより」、三十八年「えべおつ」、四十年には町章をつけて「えべおつ」と表題を変えるなど幾多の変遷を経て、昭和四十六年三月八日第二九四号で廃刊となった。

これらの二つの広報紙の経緯については、市史上巻四四二ページに詳述されている。

「広報たきかわ」の最近の状況は次のとおりである。

昭和六十年五月一日号（一、一五〇号）から、写植文字の大きさを一・二Qから一・三Qとひと回り大きくし、六段組みから五段組みに変更して読みやすく見やすい紙面づくりに努めている。また、より多くの市民参加を目指して、「クローズアップ」や「くるくるサークル」、「あつまれ たきかわっこ」などのコーナーを設けて、人物やサークルの紹介も多くなっている。

昭和六十三年五月一日号（一、二二三号）から、一日号を平均一六ページだでの市政版（特集や人物紹介等も含む）とし、十五日号を平均四ページだでのお知らせ版に変更して市民への早期周知についても配慮している。

最近の紙面内容（一日号）では、表紙写真を次代になう健康でおらかな子供たちで飾り、二ページは目次のほか滝川美術協会会員によるスケッチ、三ページでは長年にわたり各分野で活躍している

人物紹介、四七ページは政策的な記事や特集、八五一五ページまでは市民の登場するソフトな紙面やお知らせ、最後のページではイベントを中心とした割付けで構成している。

また、見やすく読みやすくするために、昭和五十三年四月一日号（九八〇号）からは、活版印刷からオフセット印刷に切り替え、多様化する情報化社会の中で、市民と市政を結ぶパイプ役として重要な役割を果たしている。こうした努力は全道的に高く評価されており、広報紙コンクールでもたびたび受賞している。

受賞状況

昭和四一年六月二八日 広報紙 第一二回北海道広報コンクール入選
 昭和五〇年八月二〇日 広報写真 第二二回北海道広報コンクール入選
 平成元年一〇月四日 広報紙 第三五回北海道広報コンクール入選
 平成二年二月一日 同右 第三六回コンクールで一位入選

相談事業

滝川市では、市の行政と市民の結びつきをより緊密にし、快適な生活を営めるよう配慮しているが、その具体策として現在次のとおり各種相談業務を実施している。

事業名称	実施日	場 所	相談概要
市民相談	日曜・休日を除き 毎日	総合福祉センター	市政一般 市民生活一般
心配ごと相談	毎週月・木曜日	〃	家庭や社会生活で発生 する悩みごと、心配ごと と一般
人権擁護相談	毎月一回（特定）	〃	人権に関わる諸問題
消費生活相談	毎週月曜日 毎週火・金曜日	江部乙支所 消費者センター	消費生活に関わる諸問題
労働相談	毎月一回（特定）	市役所労働福祉課	雇傭問題、労働条件等 に関わる諸問題

身障者総合相談	毎月第二土曜日 毎月第三土曜日	江部乙支所 身障センター	更生相談、聴力検査、補聴器点検、機能回復訓練、肢体不自由者の診断
母子相談	毎週月～金曜日	市役所福祉課	母子・寡婦家庭の就学・修学資金や生活上の諸問題
青少年相談	毎週月～土曜日	教育委員会 青少年教育課	青少年の非行防止、善導事業等
寒地住宅相談	毎週水～日曜日 月曜日(午前中)	寒地住宅相談所	寒地向け住宅の新築・改築等についての資料提供・相談
乳幼児相談	毎月一回(特定)	保健センター	乳幼児の育児問題や健康相談等
国民年金相談	毎月一回(特定)	市役所市民課	国民年金の受給にかかわる相談、保険料等の相談
結婚相談	随時	八人の結婚相談員	管内的な規模で紹介

注 全部無料相談。特定の日は市の広報に毎月掲載している。

まちづくり見学バス(もと、公共施設見学会)

発展を続ける郷土滝川の現況を市民に直接見てもらい、認識を深めて滝川二世紀の都市づくりを全市民が一体となって推進することを目的に企画し、実施している。

まちづくり見学バスは、「公共施設見学会」という名称で昭和三十八年から毎年実施してきたが、より市民に親しまれ、誰もが気軽に参加できるようにと昭和五十九年から現在の名称に改めた。

市役所に集合した参加者は、市長から市政執行状況などの説明を受け、記念写真撮影後バスで市内の各施設を見学する。見学コースも市の発展とともに逐次工夫して対応し、現在は「くらしのコー

ス」、「みどりのコース」、「文化財・史跡めぐりコース」の三コースに内容を区分して実施している。また、二〇人以上の団体申し込みにについては随時受け付けを行っている。

昭和六十三年の実施コース

◎くらしのコース——保健センター・富平浄水場・清掃センター・温水プール・北電公園・サイクリングターミナル・中央老人福祉センター・市民会館・華月館・更生園・屯田兵屋

◎みどりのコース——滝川公園・航空科学研修センター・市民ゴルフ場・北電公園・海牛化石採取地・道立滝川畜産試験場・丸加山展望台・農村環境改善センターほか。

◎文化財・史跡めぐりコース(別名 たきかわ歴史の散歩コース)——美術自然史館・郷土館・空知太駅通・石川啄木碑・国木田独歩碑・海牛化石採取地・華月館・屯田兵屋・丸加高原サイロ・人石記念塔・石狩川波止場跡ほか。

健康都市宣言

平成元年四月一日に滝川市は「健康都市」宣言をした。その宣言文は次のとおりである。

わたしたち滝川市民にとって、心や体はもちろん、社会のすべてが健康であることは何よりも大切なことです。
わたしたち一人ひとり、滝川市民憲章のもとに、まち全体の健康をより積極的により創造的に増進させ、まちの未来を切り拓いていかなければなりません。
平成の幕開けにあたり、大空にはばたく滝川二世紀の明るいまちづくりをめざし、熱い決意をこめて「健康都市」を宣言します。
平成元年四月一日
滝川市

健康都市宣言にいたる経過

平成元年二月八日、吉岡市長は、健康都市宣言をすることについて、滝川市民憲章推進委員会(委員長

金山(三男)に諮問した。同委員会では、これを受けて小委員会を設置して検討することになり、二月十四日と十八日に二回の小委員会を開催した。この小委員会で審議したあと、十八日に委員会全体の会議を開き、健康都市宣言をすることが時宜を得て適切であるとの結論を得た。二月二十日、市民憲章推進委員会は委員会意見と、宣言文例を付して次のように吉岡市長に答申をした。

本委員会は、平成元年二月八日健康都市の宣言についての諮問を受け慎重に検討いたしました。その結果、別紙宣言文例のように、健康都市を宣言することが適切であると結論を得ましたので、ここに答申いたします。なお、答申に際して、下記意見を付記いたします。

記

- 一 健康都市宣言が、市民憲章の理念に則り滝川二世紀の礎として広く周知されたい。
- 二 健康都市宣言における健康とは、心身はもとより、家庭生活・社会生活・教育文化・生活環境・産業と未来など全ての社会的健康を含めた健康として、その実現に向かって市民の理解と協力を求めながら努力されたい。
- 三 宣言期日は、平成の幕開けの節目として、平成元年四月一日とすることが適切であると考ええる。

この答申にもとづいて、三月六日市議会総務文教常任委員会に「健康都市宣言」をすることについて説明、三月九日の市議会第一回定例会本会議で議決された。

四月一日「広報たきかわ」において健康都市宣言を行うとともに、市役所はじめ市内各所に懸垂幕や、広告塔、立て看板などを掲げ、市民への啓蒙につとめている。

なお、同日付で、滝川市健康都市推進本部(本部長 岡田秀夫助役)を設置し、健康都市実現のための方策の樹立と、運動の推進にあた

ることとなった。

また、吉岡市長も市民に理解と協力を求めるために、四月一日付の「広報たきかわ」に、健康都市宣言にいたる心境や経過について「市長随想」として次の一文を草している。

四月一日をもって、健康都市宣言を行った。この種のもは市議会に諮ることが当然の扱いとされているから、前段では、市民憲章推進委員会に諮問して、成案を得てご答申をいただいたものである。

その過程で、事務局では國學院女子短期大学の西岡学長のご教示を賜る等、最善を尽くしたと報告を受けたが、宣言に相応しい努力が払われたものと謝意を表した次第である。

議会審議の中では、その意義と価値は認めるとしても、従来都市宣言を行わないとする市長が、突然変節してかかる宣言をするという行政姿勢に問題があるとし、さらに可としても審議の期間が短い等々お叱りを受け、陣痛の苦しみを得たが、最終的にご決定をいただき本日付けで、宣言の運びとなったものである。

良いことは早くとの考えもある反面、先の短い人間の性急さについて批判もあろうが、今年この時期にこそ、健康都市宣言の意義があると、そう考えている次第である。押しつけ、独善との意見もあることだしささか反省の気持ち無しとしないが、ここに、健康都市宣言に至る経過について触れたい。

かつてらい、身心の健康については、よく語られ、また教えられているし、それなりに健康の維持増進については、それぞれに日々努力が払われていることであるが、先年私はこれに財政を加えて三つの健康を提唱して、この推進を願ったのである。

最近、医療技術の向上、国民の生活水準や食生活の向上等とあいまって、高齢化社会を迎えており、このことは、他面、医療費を増大させて、二十兆円に達するという。また、心のむしばみは、日々の報道に眉をひそめる事象が数多く、さらに、経済に、国際協調のうえに、健康状態を保ってほしいとの念願は社会に満ちあふれているといっても過言でない。

こうしたことを背景に、視点を世界に向けてると、世界保健機構憲章の条章に眼が止まる。曰く、「健康とは完全な肉体的、精神のおよび社会的福祉の状態

であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない。」条章をかえて、「すべての人民の健康は、平和と安全を達成する基礎であり、個人と国家の完全な協力に依存する。」とある。

明年迎える滝川開基百年、二世紀に向けて、市民信条として市民憲章を理念とした健康都市の建設に市民一丸となつての努力を念ずる次第である。

平成二年度 北海道まちづくり功労表彰受賞

平成二年十一月五日、滝川市は北海道まちづくり功労者として、北海道知事から表彰された。この表彰制度は昭和六十年から実施されたもので、その趣旨は、「近年のまちづくり気運が高まる中で、北国らしい個性豊かで潤いや活力に満ちたまちづくりを進めるためには、全道の先駆的・モデル的役割を果たしている民間の団体、若しくは個人又は地方公共団体に知事感謝状を授与するものである。」となっている。本年度は次の三団体である。

滝川市

風土と建築を考える会 帯広市(市民団体)

名寄市土地区画整理組合 自治団体

滝川市の表彰事由

「滝川市まちづくり計画」に基づいて、商店街振興組合等を適切に指導して商店街の近代化と流雪溝の整備、さらには景観に配慮したまちづくりを進めるための市民セミナー等の開催など特別豪雪地帯における冬に強い魅力あるまちづくりを实践しており、全道の先駆的モデルとしての役割を果たしている。

具体的には、数年来整備されつつある駅前の再開発、ベルロードに代表される商店の振興計画、「雪を考える会」の発足と、その推進、流雪溝事業の取組など、行政と民間が一体となつて「まちづく

り」の推進につとめている現状が認められたもので、地方公共団体としては数少ない表彰である。

第十五節は上巻に登載